

令和 6 年
第 2 回 通常 総会 議事 録

期 日 令和 6 年 7 月 26 日 (金)

会 場 鹿児島県市町村自治会館 (4 階 401 号室)

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長

(枕崎市長)

前 田 祝 成



議 員

(曾於市長)

五位塚 剛



議 員

(南大隅町長)

石 畑 博



通常総会議事録

1. 開催日時

令和6年7月26日 午後1時30分～2時54分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階401号室）

3. 出席者・議長等

○総会議員定数：46人

○出席者：35人

（内訳：本人出席12人、代理出席20人、委任状出席3人）

○議長：前田 祝成（理事長）

○議事録署名者：前田 祝成 議長（枕崎市長）、五位塚 剛 議員（曾於市長）
石畑 博 議員（南大隅町長）

4. 議事

【報告事項】

報告 第6号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

〃 第7号 弾力条項（令和5年度第三者行為損害賠償求事務共同処理特別会計）の適用について

〃 第8号 弾力条項（令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について

【議決事項】

議案 第21号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

〃 第22号 手数料規程の一部改正について

〃 第23号 令和5年度事業報告の認定について

〃 第24号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について

〃 第25号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 第26号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 第27号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 第28号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 第29号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 第30号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

- 〃 第 31 号 財産の処分（令和 6 年度）について
- 〃 第 32 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 33 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 34 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 35 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 36 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 37 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

5. 議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

総議員数 46 人中 35 人が出席（32 人出席、3 人委任状提出）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

(2) 理事長挨拶

【前田理事長】

皆さんこんにちは。理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

皆様方にはかねてから、本会の業務運営につきまして、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先週 17 日に梅雨明けし、本格的な夏が始まりました。今年の梅雨は例年と比べましても短期間ではありましたが、各地においては記録的な大雨や大雨による災害が発生しており、幸い県内ではけがをされた方はいなかったとのことですが、対応にあたられた皆様方の御苦勞に敬意を表します。また、最近は新型コロナウイルス感染者が全国的に急激に増加し、本県は他県と比較しましても高い水準となっているようです。感染対策をはじめ今後の動向には注視していく必要があるかと存じます。

さて、去る 6 月 21 日に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針 2024 が閣議決定されました。

医療・介護 DX では、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化を進めることとされました。当該予防接種事務のデジタル化については、厚生労働省からの要請により全国の国保連合会及び国保中央会において対応を進めているところでございます。

医療・介護保険等の改革では、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、各種医療保険制度における総合的な検討を進めることとされ、この改革に当たっては、審査支払機関による医療費適正化の取組強化、国民健康

保険制度における都道府県内の保険料水準の統一の徹底に加え、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援のあり方を検討するとの方向性が盛り込まれました。

その他、疾病の予防・重症化予防・健康づくりの推進では、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、減塩等の推進、受動喫煙対策を推進するとともに、がん検診の受診率の向上に資する取組や、元気な高齢者の増加に向け、介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた効果的な介護予防に向けた取組を推進すること等が明記されました。

一方、本会の経営計画につきましては、県の第3期国保運営方針等に合わせて6年間の計画として、本年4月から第4期中期経営計画に基づく取組を開始しているところでございます。引き続き、国や県の動向を踏まえ、関係団体と充分連携を図りながら、保険者支援に取り組んでまいります。

さて、国保制度の改善につきましては、毎年国保制度改善強化全国大会に御参加いただき、全国の関係者と要請活動を行ってまいりました。その成果のひとつとして、地方自治体が独自に医療費助成を実施した場合に行われる国保に対する国庫負担減額調整措置が、今年度から18歳未満までが対象ではありますが一部見直しがなされました。これも皆様方の御尽力のおかげであり、本年も様々な要請活動を行っていく計画でございますので、国保制度の改善に向けて御参加くださいますようお願いいたします。

結びに、本日は、専決処分させていただいた件についての報告、令和5年度事業報告及び決算関係、令和6年度予算補正等について御説明することとしております。

皆様に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

塩田常務理事から次の項目について説明

- I 令和6年度税制改正について
- II 国保総合システムの更改に係る令和7年度国庫補助要求について
- III 国保総合システム最適化に係る保険者サービス系の機能整理について
- IV 国保制度改善強化全国大会について
- V 国保トップセミナーの開催について
- VI 診療報酬等の振込手数料の有料化について
- VII 「国保ネットかごしま」の更改について

VIII 子ども医療費助成制度変更への対応について

IX 感染症法の改正に伴う流行初期医療確保措置に係る請求支払業務の受託について

X 物価高騰対策支援事業 について

(4) 議長選任

議員の互選により前田理事長が議長に選任された。

(5) 議事録署名者指名

議長の指名により、五位塚曾於市長、石畑南大隅町長が議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（前田理事長）】

ただ今、議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。

円滑な議事運営ができますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日御提案いたしております、報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事等の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また、7月9日に開催いたしました理事会においてお諮りし、審議しておりますことを申し添えておきます。

お手元に「総会議案」、A3判の「総括表」及び「財務諸表」をお配りしてございます。

本日の総会は報告事項3件と、議決事項17件で議案書に沿って御審議いただきますが、報告事項並びに、議決事項である「令和5年度歳入歳出決算」及び「令和6年度歳入歳出予算補正については、A3判の「総括表」に基づき説明し、審議いただく方法で進めてまいります。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、曾於市の五位塚市長さん、南大隅町の石畑町長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告第6号から第8号までは、弾力条項の適用についてでございますので、一括審議として差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、報告第6号から第8号までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第6号～8号（一括審議）

（報告第6号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について）

（報告第7号 弾力条項（令和5年度第三者行為損害賠償求事務共同処理特別会計）の適用について）

（報告第8号 弾力条項（令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について）

事務局：

報告事項第6号から第8号の弾力条項の適用につきましては、A3判の総括表で説明させていただきます。右上に、5分の1ページと記載のある各会計報告事項（弾力事項）総括表でございます。

まず、弾力条項についてですが、表の上の※印をご覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足を生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、報告第6号から第8号に適用させていただきましたので報告するものでございます。

報告第6号は、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（4回）公費負担医療に関する診療報酬支払勘定で、補正額1,236万4千円の増額でございます。

主旨でございますが、医療費等の増加により医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第7号は、令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、補正額5,076万7千円の増額でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの後期高齢者医療に係る損害賠償受入金が確定したことにより、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への損害賠償支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第8号は、令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（3回）障害介護給付費支払勘定で、補正額68万5千円の増額でございます。

主旨でございますが、特定障害者特別給付費が増加したことにより、指定事業者等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

同じく同会計、障害児給付費支払勘定で、補正額203万6千円の増額でございます。

主旨でございますが、高額障害児給付費等が増加したことにより、指定事業者等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第6号から報告第8号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

次は議決事項でございます。

議案第21号及び議案第22号は、規約等の改正でございますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第21号及び議案第22号を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

議案第21号から第22号（一括審議）

（議案第21号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について）

事務局：

資料はA4判の総会議案を御準備ください。

27 ページをお開きください。

議案第 21 号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、重度心身障害者医療費助成事業の審査・集計事務等を新たに開始することに伴い弾力条項を適用する対象として追加すること等から、所要の改正をしようとするものでございます。

30 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前、左が改正後でございます。

第 47 条の 2 のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規約は、令和 6 年 7 月 26 日から施行するものでございます。

(議案第 22 号 手数料規程の一部改正について)

事務局：

31 ページをご覧ください。

議案第 22 号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務が令和 6 年 5 月処理をもって終了したことから、所要の改正をしようとするものでございます。

34 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。第 2 条第 26 号を削るものでございます。

附則、この規程は、令和 6 年 7 月 26 日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、議案第 21 号及び議案第 22 号は、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 21 号及び議案第 22 号は、原案どおり決定することといたします。

次は、令和 5 年度決算関係でございます。

議案第 23 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第 23 号 令和 5 年度事業報告の認定について)

事務局：

35 ページをご覧ください。

議案第 23 号は、令和 5 年度事業報告の認定を求めるものでございます。

37 ページをお開きください。

令和 5 年度の事業につきましては、事業計画の基本方針に基づき、ここにお示しの事業報告のとおり実施いたしました。

総括でございます。一つ目のマルの一段落目では、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しないことを書いております。

二段落目、本会においては、これまで複数年にわたり、診療報酬等の請求・支払事務のスキームを活用し、感染症の拡大防止に対する医療・介護・障害福祉従事者に対する慰労金や感染拡大防止の支援金、住民が居住地以外でワクチンを接種した場合の費用の請求支払等について実施してきたところであり、一定の役割を果たすことができたものと考えております。

二つ目のマル、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大等の施策により、国保の被保険者数は減少の一途をたどっております。今後、更なる被用者保険の適用拡大策が検討されており、一定の勤労所得を有する国保被保険者が被用者保険に移行することになれば、国保の構造的な課題は一層深刻なものになります。

三つ目のマル、これらの本会を取り巻く諸課題に対して、中長期的な視点に立って柔軟に対応できる人材を育成・確保していくため、職員の人材育成計画を基に判断力・意思決定力を強化するための取組を実施しました。

次に事業及び決算についてでございます。

1、システムの更改時期を迎えた国保総合システム及び国保情報集約システムについては、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に基づき、それぞれクラウド環境で令和 6 年 1 月、3 月に運用を開始しました。国保中央会に支払う令和 6、7 年度の各システム運用負担金においては、クラウドリフトにより審査支払手数料等だけでは財源が不足することから、本会の減価償却引当資産及び I C T 積立資産にて対応することについて、今年度の事業計画の中で御承認いただいたところでございます。

38 ページをお開きください。

2 の説明は割愛しまして、3、第 3 期中期経営計画にあっては、基本理念を「10 年後の将来像の実現に向けて」と掲げていたことから、第 4 期計画の策定にあってもこの基本理念を踏襲の上、新たに職員ビジョンとして「課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員」、「心身の健康を保ち、ワークエンゲージメントを高め、最大限の実力を発揮できる職員」を掲げ、計画的な事業が実施できるよう策定しました。

4、5 年度から 3 年間の介護給付費審査支払手数料及び介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料については、72 円から 70 円に引下げることにしました。4 年度決算における実費弁償方式判定の結果、介護保険事業関係業

務特別会計業務勘定に余剰が生じたことから、保険者に20,104千円返還しました。

障害介護給付費審査支払手数料及び障害児給付費審査支払手数料についても5年度から3年間、140円から122円に引下げることとしました。4年度決算における実費弁償方式判定の結果、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定に余剰が生じたことから、市町村に7,181千円返還しました。

また、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定については、4年度決算における実費弁償方式判定の結果、余剰が生じたことから、後期高齢者医療広域連合に13,601千円返還しました。

次に情報セキュリティ事件事故についてでございます。

鹿児島市の特定健診受検者の情報26,626人分を他保険者に送信したという個人情報漏えいが発生しました。原因は職員の確認不足によるものであり、対象者・関係者への謝罪、経緯説明、個人情報保護委員会等への報告を行い、システムによるチェック等も取り入れた再発防止策を講じたところでございます。今後、このような事件・事故を起こさぬよう、あらゆる情報漏えいリスクを想定し、リスク排除を図るとともに再発防止に全力で取り組んでまいります。

39ページをご覧ください。

その他としまして、要配慮個人情報に含まないものの他保険者に誤送信したものが2件、ネットワークやシステム障害によりシステムの可用性が損なわれた事象が5件ございました。いずれも、情報セキュリティ違反として取り扱い、本会で対処できるものは再発防止策を講じたところでございます。

次に、重点事項の審査支払関係でございます。

ここからは、かいつまんで御説明申し上げます。

1、3年3月に厚生労働省・国保中央会・支払基金の三者で策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、4年10月までに全て採用したコンピュータチェック等に基づき、審査委員会と連携し審査基準の統一に向けて取り組みました。

40ページをお開きください。

次に保険者支援関係でございます。

1、保険者が策定・実施する第3期データヘルス計画における事業実施において、KDBシステム等を活用したデータ抽出や分析に係るスキルアップを目的とした研修会を開催しました。保健事業の効果分析については、第三者による「保健事業・支援評価委員会」を活用し、効果的・効率的な事業展開に繋げる支援を行いました。

2、後期高齢者医療においては、介護保険に関するデータや保健事業・支援評価委員会を活用し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援しました。

41ページをご覧ください。

12、療養費の適正化及び保険者事務負担の軽減を図るため、柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査業務を保険者から受託し、統一基準による点検及

び調査を実施しました。

次に保険者協議会でございます。

保険者協議会の事務局として鹿児島県と協働し、2、特定保健指導等担当者のスキルアップのための研修会を開催し、保健事業におけるポピュレーションアプローチの取組の事例発表及び口腔機能が全身状態に与える影響と口腔ケアの重要性について学習し、効果的な保健指導の実践に結びました。

42 ページをお開きください。

実施事業についてでございます。

本会の会務運営の(1)本会の運営に関する事項のうち5つ目、6つ目のマル、業務研究委員会及び同作業部会につきましては、システムのクラウド化に伴う国保中央会負担金の財源の活用等について御協議いただいたところでございます。

43 ページをご覧ください。

2、一般事業の(2)育成指導に関する事項では、保険者の国保担当職員等の業務推進に資するため各研修会等を実施しました。

ページをおめくりいただきまして、45 ページをご覧ください。

オ、国保トップセミナーにおきましては、11月に40市町村から市町村長・各市町村の国保運営協議会会長、国保主管課長、総勢76人に御参加いただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして47 ページをご覧ください。

事業振興に関する事項のうち、イ、主管課長会議の開催では、二つ目のポチ、第2回の国保及び後期高齢者医療主管課長会議を開催し、6年度からの負担金・手数料の見直し及び新規事業等について、先に開催の業務研究委員会で御協議いただいた内容について説明したところでございます。

3、診療報酬審査支払事業のうち審査体制でございます。審査委員は医師・薬剤師60人に審査をお願いしているところでございます。

次に59 ページをお開きください。

介護保険事業のうち、(3)介護給付適正化支援事業におきましては、介護給付適正化システムから出力される縦覧点検及び医療情報との突合点検について、本会で帳票を出力・点検し、事業所確認作業から過誤申立まで実施したところであり、実績は表にお示しのとおりでございます。

63 ページをお開きください。

保険者事務共同事業による保険者支援のうち、ケ、重複服薬者等対策事業につきましては、被保険者の服薬に対する正しい知識と行動変容を促すため、委託保険者の重複服薬・多剤服薬の被保険者を対象に服薬状況を記録した通知書を作成しました。

66 ページをお開きください。

(2)第三者行為求償事務共同事業においては、国保、後期高齢者医療、介護保険分を取り扱っておりますが、国からも取組強化が求められているところでございまして、損害保険会社訪問による案件の状況確認を含め、68 ページまでの

取組を実施したところでございます。

69 ページをお開きください。

7、保健事業等のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症及び重症化予防や介護予防の推進、特定健診・特定保健指導の受診促進の広報及び受診勧奨等、保険者の健康づくりの支援について、(1)医療費適正化に資するための支援のア、KDBシステム、新医療費分析システム、特定健診等データ管理システム担当者研修会の開催から 72 ページをお開きください。

キ、高齢者の保健事業・介護予防セミナーまでを実施したところでございます。

74 ページをお開きください。

8、その他事業の(1)国保診療施設への支援につきましては、国保診療施設協議会の事務局として、県下 21 施設の診療施設の運営についての調査・研究、施設職員の資質向上のための各種研修、施設の医師及び看護師等の募集を行いました。

77 ページをお開きください。

9、事務の効率化 についてでございます。

業務プロセスを自動化する R P A を活用し、15 業務においてパソコンで行っている事務作業を自動化することで事務の効率化に努めました。R P A 導入前後を比較しますと、作業時間を半分以下に抑えることができていることから、今年度においても各部署において取り組んでいるところでございます。

10、予算の適正な編成及び執行についてでございます。

予算編成にあたっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させました。

予算執行においては一般競争入札を行い、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

78 ページをお開きください。

11、令和 5 年度の決算額一覧でございます。

表の一番下をご覧くださいまして、各会計の合計の歳入は、6,802 億 3,569 万 2,498 円、歳出は、6,800 億 6,052 万 9,750 円で、歳入歳出共に対前年比は 1.9%の増でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

[質疑応答]

五位塚議員：令和 5 年度の事業報告については問題ないが今後の問題として、37 ページの総括の中で新型コロナウイルス感染症のことがあるが、現在

は2類から5類に移行したためにコロナの考え方が変わってきた。新たな考えの中で今、コロナ感染者が増えて第11波と言われているが、現在は検査費用も自己負担になってきている。費用がかかるため症状が軽いということから検査もしないという問題も出てきて心配している。今の状況で公的な負担がない中、本人がコロナにかかった場合は自己完結型で対応することが保険制度においてよいのかと疑問を持っている。鹿児島県だけで解決できる問題ではないが、事務局含めて今後の在り方の問題で検討や、国に対して問題提起されているのであれば報告いただければありがたい。

事務局：国保連合会に対して国が施策として動いている情報は今のところない。最近の感染状況については特に鹿児島県は多く、全国的に伸びているという状況である。

今後の動向を踏まえて、国保中央会へもこのような御意見をいただいたと申し伝えたいと思う。今後の状況についても注視していきたい。

五位塚議員：ことが大きくなって、以前のように重症化して亡くなるようなことがあってはいけないと思うので、今日の会を受けて国に伝えていただきたい。

理事長：このような意見があったことを国保連合会から国保中央会へしっかり伝えていく。

【議長（前田理事長）】

ほかに御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第23号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第24号から議案第30号の7件は、それぞれ関連がありますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第24号から議案第30号までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第24号から第30号（一括審議）

- (議案第 24 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 25 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 26 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 27 号 令和 5 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 28 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 29 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (議案第 30 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)
- (財産目録 (令和 5 年度) について)

事務局：

令和 5 年度歳入歳出決算につきましては、A 3 判の総括表で説明させていただきます。

A 3 判の右上に 5 分の 2 ページと記載の令和 5 年度各会計歳入歳出決算総括表 (一般会計・業務勘定) でございます。

議案第 24 号から議案第 30 号まで、令和 5 年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第 24 号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。収入済額 21 億 3,194 万円、支出済額 20 億 6,770 万 7 千円、歳入歳出差引残額、6,423 万 3,445 円でございます。

議案第 25 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額 14 億 9,323 万 3 千円、支出済額 14 億 8,107 万 8 千円、歳入歳出差引残額 1,215 万 4,948 円でございます。

議案第 26 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額 10 億 2,976 万 1 千円、支出済額 9 億 7,622 万 6 千円、歳入歳出差引残額 5,353 万 5,340 円でございます。

議案第 28 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。収入済額 1 億 2,536 万 3 千円、支出済額 1 億 2,416 万 2 千円、歳入歳出差引残額 120 万 934 円でございます。

議案第 29 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。収入済額 3 億 7,823 万 8 千円、支出済額 3 億 4,590 万 1 千円、歳入

歳出差引残額 3,233 万 6,688 円でございます。

議案第 30 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。収入済額 1 億 2,047 万 4 千円、支出済額 1 億 878 万 8 千円、歳入歳出差引残額 1,168 万 5,268 円でございます。

収入済額合計 52 億 7,900 万 9 千円、支出済額合計 51 億 386 万 2 千円、歳入歳出差引残額合計 1 億 7,514 万 6,623 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由は、補助対象事業の実績に伴う国庫補助の減少、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したこと、取扱件数が見込みより減少したこと等、ここにお示しのとおりでございます。

主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由は、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したこと、人件費の実績に伴う不用額、取扱件数が見込みより減少したこと等、ここにお示しのとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、5 分の 3 ページでございます。

次の決算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 25 号から議案第 30 号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、表の中央、議案第 27 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましては、お示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は、6,749 億 5,667 万 3 千円、支出済額合計は 6,749 億 5,665 万 7 千円でございます。

歳入歳出差引残額 1 万 6,125 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1 段目の国民健康保険診療報酬支払勘定、歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し国庫補助を返還するものでございます。

次に、2 枚おめくりいただきまして、A 4 判の資料「繰越額及び実費弁償方式判定結果（令和 5 年度）」をご覧ください。

令和 5 年度の状況でございます。

説明の前に、本資料に関して報告がございます。

本資料につきましては、7月9日開催の理事会、6月28日開催の幹事会におきましても配布し、説明させていただきました。

その後、考慮すべき処理が漏れていた事に気づき、実費弁償方式判定の処理を再度行いました。

その結果、実費弁償方式判定の結果「赤字」に変更はありませんが、一部の会計において、実費弁償方式判定の金額が変更となりました。

理事、幹事の皆様におかれましては、資料内容が変更となり申し訳ありませんでした。

それでは、説明させていただきます。

下段の欄外部分をご覧ください。

国保連合会の法人税法上の位置づけは「公益法人等」に該当し、収益事業に係る法人税納付義務があります。

ただし、法人税法基本通達に基づく実費弁償による対応が可能となっております。

実費弁償方式とは、委託者から受ける金額が業務のために必要な費用の額を超えない実費弁償により行われる事業として、あらかじめ一定の期間を限って所轄税務署長の確認を受けた期間の当該業務は収益事業に該当しないものとするものです。

実費弁償方式判定は単年度の収支差額を基準に行い、収支計算で剰余が生じた場合は、その額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとされております。

令和5年度は、実費弁償方式判定で約7,600万円の赤字となったことから返還はございません。

なお、実費弁償方式の剰余とは、実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書の「調整後の当期収支差額」のことで、単式の歳入歳出決算書における歳入と歳出の差額である「翌年度への繰越額」とは一致しません。

次に、最後のページA4判の別紙資料、中ほどに円グラフ入りの資料がございます。

令和5年度決算を整理したものでございます。

令和5年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬等を扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の5年度決算をとりまとめたものです。

決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として28億577万2千円程でございます。

実質の運営費には、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約28億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております。

歳入では、保険者からの負担金・手数料を合わせると約63%を占めておりま

す。

歳出では人件費が 24.8%、システム関連費が 13.1%、国保中央会に支払う負担金が 15.1%、残り約 47%が事業に係る経費や減価償却や積立資産等の支出等でございます。

また、お手元に A 4 判の右上に参考資料とあります「令和 5 年度財務諸表」をお配りしてございます。

これまで、各会計において、決算について、単式簿記での説明をさせていただきました。

財務諸表につきましては、厚生労働省通知に基づき作成しお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、総会議案にお戻りいただきまして、A 4 判総会議案の 227 ページをお開きください。

財産目録でございます。

財産目録令和 5 年度決算で、令和 6 年 3 月 31 日現在におけるものでございます。

1 現金の部は、0 円でございます。

2 預金の部は、普通預金総額で 1 億 7,516 万 2,748 円でございます。

内訳は、「ア一般会計」から「キ障害者総合支援法関係業務等特別会計」まで、お示しのとおりでございます。

3 債券の部は、0 円でございます。

4 積立金の部は、総額で 18 億 3,671 万 2,684 円でございます。

普通預金が 7 億 7,662 万 7,049 円、

定期預金が 10 億 6,008 万 5,635 円でございます。

これらの資産につきましては大口定期で 6 か月～1 年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては、「一般会計積立資産」から「後期高齢者電算処理システム導入作業経費積立資産」まで、金額につきましては、ここにお示しの通りでございます。

財産目録合計額は、20 億 1,187 万 5,432 円でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

<監査報告>

【監査報告（大和村長 伊集院監事）】

皆さん、お疲れさまです。

大和村長の伊集院でございます。

もう一人の監事である、南九州市の塗木さんと監査を実施いたしました。

塗木監事の御了解をいただきまして、私、伊集院が監査報告をさせていただ

きます。

総会議案の 229 ページをご覧ください。監査報告です。

結果報告書が次の 231 ページでございます。ご覧ください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 28 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 3 日事務局において、令和 5 年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合する等して、事務の執行状況について監査を行った。

その際、監査法人による監査報告も受けた。

その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の 2 名による予備監査も、令和 6 年 6 月 27 日事務局において行っている。

記

1 令和 5 年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（前田理事長）】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と、監事さんによる監査報告について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 24 号から議案第 30 号は原案どおり決定することといたします。

監事の伊集院村長さんありがとうございました。

【議長（前田理事長）】

次の議案第 31 号から議案第 37 号までの 7 件は、令和 6 年度の「予算補正」及び「財産の処分」となりますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ な し ）

御異議が無いようですので、議案第 31 号から議案第 37 号までを一括して議題

とします。事務局の説明をお願いします。

議案第 31 号～37 号（一括審議）

（議案第 31 号 財産の処分（令和 6 年度）について）

（議案第 32 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 33 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 34 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 35 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 36 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について）

（議案第 37 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について）

事務局：

A 4 判総会議案の 233 ページをお開きください。

議案第 31 号は、「財産の処分(令和 6 年度)について」承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類、一般会計積立資産は運用利息分として、特定健康診査財政調整基金積立資産は特定健康診査事業の財源に充てるため、介護保険及び障害者総合支援法減価償却引当資産は備考欄にお示しの理由により、それぞれ取り崩すものでございます。

次に、令和 6 年度予算補正につきましては、A 3 判の資料右上に 5 分の 4 ページと記載があります令和 6 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第 32 号から議案第 37 号は、令和 6 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 32 号は一般会計で、予算補正額 1 億 8,616 万 2 千円の増額。議案第 33 号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額 1,144 万円の増額。

同じく同会計支払勘定で、予算補正額 1 万 5 千円の増額。同じく同会計抗体検査等費用に関する支払勘定で、予算補正額 757 万 8 千円の減額。議案第 34 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 5,873 万 2 千円の増額。

5 分の 5 ページをご覧ください。

議案第 35 号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額 269 万円の増額。議案第 36 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 3,434 万 2 千円の増額。

議案第 37 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額 1,240 万 6 千円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、各会計に共通するものとして、

国保ネットかごしま機器更改に伴いクラウド上に環境を構築する費用、令和6年10月から内国為替制度運営費の適用開始に伴う振込手数料、令和4年度国庫補助金の消費税等に係る仕入控除額確定に伴う返還等、その他、鹿児島県及び鹿児島市から委託がありました医療機関、介護施設等への給付金支払関連業務に要する経費、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務の終了に伴う減額、介護・障害一拠点集約システム機器更改に伴う保険者ネットワークファイアウォールの設定変更費用、令和5年度国庫補助金の実績額確定に伴う返還等、お示しのとおりでございます。

また、歳入・歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第31号から議案第37号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

【議長（前田理事長）】

本日審議予定の附議事項は以上となりますが、全体を通して何か御質疑等ございませんか。

その他、附議事項以外でも何かありましたら、挙手にてお知らせください。

[質疑応答]

五位塚議員：総会議案書を前もって送ってもらうことは出来ないか。

事務局：本会から、総会開催日の一週間前に送付している。改めて送付について周知していく。

小園議員：議決されたものについてどうこうはないが、最初の「前回の総会以降の主な出来事等」の報告の中で子ども医療費助成制度変更への対応というのがあった。これについては、県が現物給付の課税世帯の受給者への拡大について検討となっており、今回の県知事選挙でも色々言われていたが、国で統一した取組を要望とするということで言われてい

てなかなか簡単に進まないのではないかと私は思っている。

そういうことから、私どもの町では8月から南種子町内に限ってだが現物給付を開始する。

これまで他自治体もされているし、先日は薩摩川内市さんも開始するとの報道があった。その他にもそういう動きがあるという情報をいただいている。

これは、方向がまだ見通せないと感じている。そういう中で「システムの仕様について県と協議を行っており、理事長専決事項として取り扱わせていただきたい」とあり、これはこれでいいと思う。この辺については県としての今後の考え方をしっかりただしていただければと思う。国に要望することはいいが、こういうシステムの開発は進んで、方向が見えないのは如何なものかと思っている。私どもは8月から（現物給付を）開始する。現在県で行っている重度心身障害児、ひとり親家庭の補助制度があるが、私どもで条例改正をして制度をスタートさせると、これまでの協議の中で重度心身障害児やひとり親家庭の子どもたちは県の補助制度の対象にならないと言われている。どのお子さんにも補助は平等だと思っているので8月以降町で全額補助を行うが、こういう後退するような子ども施策というのは本県のためにならないと思っている。3月、5月に（県から市町村への担当者向け）説明会を行っているとのことだが、これまでの私どもの担当者と県とのやり取りの中でも言っていることが二転三転する。今後の鹿児島島の取り組み方としてしっかりやるのであれば、やはりシステム改修も全部含めて、しっかりとした方向で進むようなことを県とやり取りしていただきたい。

国も異次元の少子化施策と言っており、一番重要なことだと思うのでよろしく願いしたい。

理事長：県で方針をしっかりと固めるのが重要だが、市長会、町村会でももちろん要望をあげていく。

【議長（前田理事長）】

ほかに御質疑はございませんか。

（ な し ）

特に無いようですので、これで議事進行は終了させていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

(7) 閉会の挨拶

【塩田常務理事】

常務理事の塩田でございます。

本日提案をいたしました議案等につきまして、それぞれ承認、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、国や県の動向を踏まえ、県や市町村等、関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の皆様方の負託に応えるべく、役職員一体となって取り組んでまいります。

結びに、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会のあいさつといたします。

本日は、ありがとうございました。

【閉会】 午後 2 時 54 分

令和6年 第2回 通常総会

令和6年7月26日(金)

	氏名	出席		欠席	備考 (代理出席者)		氏名	出席		欠席	備考 (代理出席者)
		本人	代理					委任状	委任状		
鹿児島市	下鶴 隆央			○	委任状： 出水市長へ委任	南種子町	小園 裕康	○			
鹿屋市	中西 茂		○		健康保険課長 の場 和恵	三島村	大山 辰夫				
枕崎市	前田 祝成	○				十島村	久保 源一郎	○			
阿久根市	西平 良将		○	○	市民課長 平田 寿美子	大和村	伊集院 幼	○			
奄美市	安田 壮平		○	○	市民環境部長 信島 賢誌	宇検村	元山 公知		○	○	保健福祉課長 松井 学
出水市	椎木 伸一	○				瀬戸内町	鎌田 愛人	○			
伊佐市	橋本 欣也		○	○	保健課長 寺岡 公美	龍郷町	竹田 泰典			○	委任状： 前田理事長へ委任
指宿市	打越 明司		○	○	国保介護課長 大牟禮 伸英	喜界町	隈崎 悦男		○	○	保健福祉課長 吉行 進
西之表市	八板 俊輔	○				徳之島町	高岡 秀規				
垂水市	尾脇 雅弥					天城町	森田 弘光		○	○	副町長 袴 清次郎
薩摩川内市	田中 良二		○	○	保険年金課長 翰脇 香	伊仙町	大久保 明				
日置市	永山 由高					和泊町	前 登志朗				
曾於市	五位塚 剛	○				知名町	今井 力夫				
いちき串木野市	中屋 謙治			○	委任状： 肝付町長へ委任	与論町	田畑 克夫				
南さつま市	本坊 輝雄		○	○	保健課長 山口 美幸	さつま町	上野 俊市		○	○	ほけん福祉課長 甫立 光治
霧島市	中重 真一		○	○	保健福祉部長 有村 和浩	湧水町	池上 滝一	○			
志布志市	下平 晴行		○	○	保健課長 北野 保	錦江町	新田 敏郎		○	○	健康保険課長 宮園 守
南九州市	塗木 弘幸					南大隅町	石畑 博	○			
始良市	湯元 敏浩		○	○	市民生活部長 猪俣 志郎	肝付町	永野 和行	○			
長島町	川添 健					屋久島町	荒木 耕治		○	○	健康長寿課長 泊 裕一郎
大崎町	東 靖弘		○	○	保健福祉課長 岩元 貴幸	医師国保 組	池田 琢哉	○			
東串良町	宮原 順		○	○	福祉課長 倉ヶ崎 和治	歯科医師 組合	伊地知 博史				
中種子町	田淵川 寿広		○	○	町民課長 徳永 和久	鹿児島県	塩田 康一		○	○	国民健康保険課長 板東 利治
小計		4	13		2	小計		8	7		1
						合計		12名	20名		3名

出席者(参集) 32名
 ”(委任状) 3名
 合計 35名